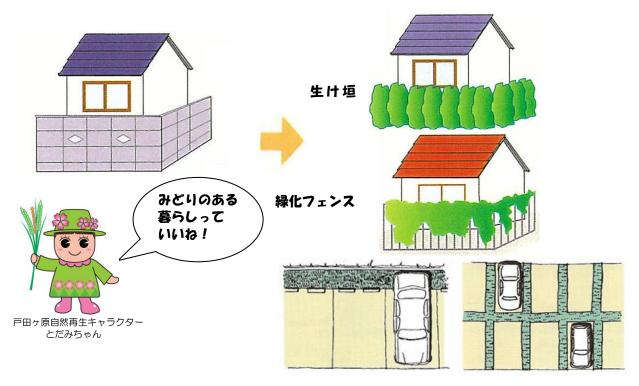
みんなでつくる緑豊かで快適なまち

戸田市生け垣等 設置奨励補助金制度



市内において、新たに生け垣・緑化フェンス・接道部緑地帯・駐車場緑地帯を設置する方又は既存フェンスを緑化する方に奨励補助金を交付し、緑化を推進するものです。

●対象者

市内で生け垣等を設置する方(市民・法人を問わず)

※ ただし、「戸田市宅地開発事業等指導条例」の適用を受け、緑地を設置する 場合は対象外になります。また、これと同種の他の緑化補助制度の補助金を重 複して受けることはできません。

●補助金額

長さに10,000円を乗じて得た額 (ただし、上限額は200,000円とする。)

※ 駐車場緑地帯については、「長さ」を「面積」に読み替えてください。

●補助対象の基準

生け垣

- 新たに生け垣に適した樹木を植栽したもの。
- 道路及び私道に面した部分の長さが1.5m以上であること。※この場合には、生け垣に接する隣地境界線に沿って設置したものも対象になる。
- 樹木の高さは、80cm以上であること。
- 樹木の本数は、1m当たり2本を標準とし、適正な間隔で支柱を施し列植されたもの。
- 生け垣の前面にブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地表面から測定して60cm以下であること。

緑化フェンス

- 新たにつる性植物が張り付くのに適した金網等のフェンスの設置、又は既存フェンスがつる性植物(1年草を除く)で緑化されていること。
- 緑化部分の高さが60cm以上であること。
- つる性植物の本数は、1m当たり3本を標準とし、フェンスの前面を緑化するように植 栽したもの。
- その他の基準は生け垣に準じたもの。

接道部緑地帯

- 樹木の高さが20cm以上の低木の列植又は樹木と地被植物等により混植されたものであること。
- 道路及び私道に面した接道部緑地帯の長さが1.5m以上であること。
- 低木の株数は、1m当たり2株を標準として植栽されたものであること。
- 接道部緑地帯の接道面にブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地表面から測定して60cm以下であること。

駐車場緑地帯

- 駐車場の緑化面積が3mg以上であること。
- 緑化部分が公道面から目視することができる位置にあること。
- 車止めの後ろ、駐車スペースの間等の分離帯、その他の植物が長期間生育することが可能な場所を緑化すること。

※ 注 意

- 補助金の申請に伴う書類は、生け垣等を設置する前に提出してください。
- 各書類の提出・施工・現場確認等のすべての行程が年度内3月末までに終了しなければ、補助金の交付ができない場合があります。
- 一年草等は、補助の対象とならない場合があります。

くお問い合わせ>

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 TEL048-441-1800 戸田市役所 みどり公園課 緑化推進担当

